

輸出に関する措置

1 輸出の通告

一部の場合を除き^()、環境中への意図的な導入を目的とする遺伝子組換え生物等を輸出しようとする者は、輸入国に対し、規則に定める様式により、遺伝子組換え生物等の種類の名称、特性等の事項を通告。(法第27条、規則第35条・第36条)

- () 以下の場合には、輸出の通告の適用除外。(法第27条ただし書き、規則第36条)
- ・ヒト用の医薬品を輸出する場合
 - ・締約国以外の国に輸出する場合
 - ・輸入国にとって最初の輸入に該当しない場合
等

2 輸出の際の表示

一部の場合を除き^(¹)、遺伝子組換え生物等又はその包装・容器・送り状のいずれかに、規則に定める様式^(²)により使用等の態様等の事項を表示して輸出する。(法第28条、規則第37条・第38条)

- (¹) 以下の場合には、輸出の際の表示の適用除外。(法第28条ただし書き、規則第38条)
- ・ヒト用の医薬品を輸出する場合
 - ・締約国以外の国に輸出する場合
- (²) 様式は、輸入国において当該輸入国の基準に従い拡散防止措置を執って使用等が行われるものについては以下のとおり。

規則 様式第12(第37条第1号関係)

Living modified organisms (遺伝子組換え生物等であること)

Requirements for the safe handling, storage, transport and use (安全な取扱い、保管、輸送及び利用に関する要件)

The contact point for further information, including the name and address of the individual and institution to whom the living modified organisms are consigned (追加的な情報のための連絡先)

(1) Name, address and contact details of the exporter (輸出者の氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先についての詳細)

Name (氏名又は名称)

Address (住所又は所在地)

Tel, telex or fax number (電話、テレックス又はファクシミリの番号)

Contact person (連絡責任者)

(2) Name, address and contact details of the importer (輸入者の氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先についての詳細)

Name (氏名又は名称)

Address (住所又は所在地)

Tel, telex or fax number (電話、テレックス又はファクシミリの番号)

Contact person (連絡責任者)

(注)

書類の記入については、英文のタイプ印書又はブロック体の大文字のペン書きとすること。記入内容を消したり、修正液等を上に塗ったり、訂正してはならないこと。

なお、カルタヘナ議定書第1回締約国会議において、上記様式12について内容の詳細が追加的に定められたことから、下記のとおり記載するようお願いしたい。(平成16年10月18日付け16振ライ第14号「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第28条に規定する輸出の際の表示について(通知)」参照のこと)

(1) 施行規則様式第12の第1欄には、"Living modified organisms"の下に"Destined for contained use"と記入した上で、遺伝子組換え生物等の名称を括弧書きで記入すること。また、国際的な識別記号(注)が付されているものの場合にあっては、その記号を括弧内に記入すること。

(注) 国際的な識別記号とは、議定書のホームページ等において特定の遺伝子組換え生物等に関する情報を容易に検索できるようにするために用いられるものであり、現在は、経済協力開発機構(OECD)において開発された商業化段階にある遺伝子組換え植物に適用されるものが存在している。

(2) 同第2欄には、輸出しようとしている遺伝子組換え生物等が危険物輸送に関する国連勧告、国際植物防疫条約又は国際獣疫事務局における国際家畜衛生規約において措置が求められているもの場合には、これらの勧告等における区分又は措置の内容を記入すること。特にこれらの措置が求められていない場合には、その旨記入すること。

(3) 同第3欄の(2)の輸入者の項には、輸入者が仕向先と異なる場合には、その仕向先である個人又は団体の氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先についての詳細を併せて記入すること。

(参考) 関係規定

法律・政令	省令・告示
<p>第三章 輸出に関する措置 (輸出の通告) 第二十七条 遺伝子組換え生物等を輸出しようとする者は、主務省令で定めるところにより、輸入国に対し、輸出しようとする遺伝子組換え生物等の種類の名称その他主務省令で定める事項を通告しなければならない。ただし、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項の医薬品をいう。この条において同じ。)以外の医薬品を輸出する場合その他主務省令で定める場合は、この限りでない。</p>	<p>(輸出の通告の方法) 第三十五条 法第二十七条の規定による輸出の通告は、生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書(次条において「議定書」という。)第八条1の輸入締約国の権限のある当局に対し、様式第十一により行うものとする。</p> <p>(輸出の通告の適用除外) 第三十六条 法第二十七条ただし書の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 議定書の締約国以外の国に遺伝子組換え生物等を輸出する場合 二 輸入国において当該輸入国が定める基準に従い拡散防止措置を執って使用等が行われるものとして遺伝子組換え生物等を輸出する場合 三 輸入国において食用、飼料用又は加工用に供されるものとして遺伝子組換え生物等を輸出する場合 四 輸入国が議定書第十三条1(b)に掲げる事項に該当するものとして議定書第二十条に規定するバイオセーフティに関する情報交換センターに通報している輸入に該当する遺伝子組換え生物等を輸出する場合 五 輸入国にとって最初の遺伝子組換え生物等の輸入に該当しない遺伝子組換え生物等を輸出する場合
<p>(輸出の際の表示) 第二十八条 遺伝子組換え生物等は、主務省令で定めるところにより、当該遺伝子組換え生物等又はその包装、容器若しくは送り状に当該遺伝子組換え生物等の使用等の態様その他主務省令で定める事項を表示したものでなければ、輸出してはならない。この場合において、前条ただし書の規定は、本条の規定による輸出について準用する。</p>	<p>(輸出の際の表示の内容及び方法) 第三十七条 法第二十八条に規定する輸出の際の表示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 輸入国において当該輸入国が定める基準に従い拡散防止措置を執って使用等が行われる遺伝子組換え生物等として輸出されるもの 様式第十二 二 輸入国において食用、飼料用又は加工用に供される遺伝子組換え生物等として輸出されるもの(前号に掲げるものを除く。) 様式第十三 三 前二号のいずれにも該当しない遺伝子組換え生物等として輸出されるもの 様式第十四 <p>(輸出の際の表示の適用除外) 第三十八条 法第二十八条において準用する法第二十七条ただし書の主務省令で定める場合は、第三十六条第一号に掲げる場合とする。</p>

	<p>(法第三十一条第二項の証明書の様式) 第三十九条 法第三十一条第二項に規定する証明書の様式は、様式第十五のとおりとする。</p>
<p>(輸出に関する命令) 第二十九条 (略)</p>	